

川崎市告示第514号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第51条第1項の規定により指定医療機関の辞退による廃止並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項において生活保護法の規定の例によるとされている医療支援給付の指定医療機関の辞退による廃止を行いましたので、同法第55条の3第3号の規定に基づき告示します。

令和7年10月15日

川崎市長 福田紀彦

令和7年度 医科（診療所）の部 廃止（辞退）

指定番号	廃止（辞退） 年 月 日	名 称 開 設 の 場 所
川－21023	令和7年10月10日	有田こどもクリニック 中原区井田中ノ町33-5 リビン元住吉1F

令和7年度 歯科（診療所）の部 廃止（辞退）

指定番号	廃止（辞退） 年 月 日	名 称 開 設 の 場 所
川－40758	令和7年7月1日	クドウデンタルクリニック 川崎区小田栄二丁目3番1号2階